２０２６年１１月６日
学校法人　帝塚山学院
理事長　野 村　正 朗

帝塚山学院中学校高等学校　常勤講師の募集について

学校法人帝塚山学院では下記のとおり教員を募集します。ご応募いただける方は、下記をご確認の上、書類をご送付ください。

記

〈募集条件〉

１．職　　種：常勤講師
　　雇用期間は１年とし、契約を更新する場合は２回を限度とします。
２．採 用 日：２０２７年 ４ 月 １ 日
３．教　　科：数学（若干名）
４．配　　属：帝塚山学院中学校高等学校　　〒558－0053　大阪市住吉区帝塚山中 3－10－51

〈応募条件〉

１．本法人の建学の精神、教育理念ならびに本校の教育目標をよく理解し、熱意を持って取り組める方。教員として人間的に優れた資質を有する方。
２．中学校一種（数学）及び高等学校一種（数学）以上の教員免許状を所持または取得見込の方。

〈勤務条件〉

学校法人帝塚山学院の学院諸規程に基づきます。

(1) 賃金等　（2026 年 4 月 1 日現在）

【高等学校以下常勤講師】

①基礎給（月額）	【22 歳学部卒、一種免許所持】 231,000 円（固定残業手当 40 時間分 55,000 円含む） 【24 歳修士課程修了、専修免許所持】 257,000 円（固定残業手当 40 時間分 61,000 円含む） ※本法人の規程に準じます。 ※残業時間が 40 時間を超過した場合は、別途残業手当を支払う。
②通勤手当	原則 6 ヶ月定期代を年 2 回支給 （4 月、10 月の給与支給日に支給）
③期末賞与	夏期・冬期の年 2 回 ※初年度夏期賞与は半額支給。 ※2025 年度実績：年間 3.6 ヶ月＋260,000 円
④その他諸手当	住宅手当、子ども手当（法人規程あり）
⑤退職金	支給しない。

(2) **社会保険等**　私学共済、雇用保険、労災保険

(3) **勤務時間**　１年単位の変形労働時間制を採用いたしております。
月～土曜日　8 時 20 分～17 時 20 分
8 時 20 分～16 時 20 分
8 時 20 分～14 時 20 分
※行事、職員会議などにより勤務時間が長短する場合があります。

休 日 等　日曜日、祝祭日、創立記念日、その他学院が定めた日。

〈応募書類〉

１．履歴書（自筆）
＊本学院ホームページ「採用情報」から専用の履歴書【教員用】をダウンロードしてください。
履歴書（教員用）（tezukayama.ac.jp）
＊学歴および職歴欄が不足する場合、別紙にてご作成ください。（Ａ４サイズ縦・ワープロ可）

２．課題作文「女子教育について」（約８００字：手書きまたはワープロ打ち）

３．教員免許状のコピー（または取得見込証明書）

４．教員免許状更新講習修了確認証明書のコピー（該当者のみ）

５．成績証明書（大学以上）

６．誓約書
＊本学院ホームページ「採用情報」から誓約書 をダウンロードしてください。
誓約書（tezukayama.ac.jp）

書類送付期限：**２０２７年１月２２日(金)（必着）**

※提出が間に合わない応募書類がある場合は、下記①②を明記した書面をご提出ください。
①提出が遅れる書類名　②いつ頃提出できるか
※応募書類は職員採用に関わる選考のみに使用し、それ以外の目的では使用いたしません。
※応募書類は返却いたしません。採用試験終了後、責任を持って処分いたします。

〈特記事項〉

１．本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

２．特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

３．このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

〈選考方法〉

１．一次選考（書類選考）（結果は応募締切日から７日以内に書面を発送して通知いたします。）

２．二次選考
日程：**２０２７年２月６日(土)　１３時１５分から（予定）**
内容：筆記試験、模擬授業、面接（教科面接・管理職面接）
※ 詳細は書類選考通過者にお知らせいたします。
※ 選考時の交通費は支給しません。

〈書類送付先〉

〒558－0053　大阪市住吉区帝塚山中 3－10－51
学校法人 帝塚山学院　本部事務局 人事課
（封筒に「中高常勤講師（数学）応募」と朱書きしてください。）

〈お問い合わせ先〉

【教学関係など】℡　06－6672－1151
（帝塚山学院中学校高等学校　校長 瀧山、教頭 伊藤、教頭 川見）

【雇用条件など】℡　06－6672－1954㈹
（学校法人帝塚山学院 本部事務局人事課　部長 明見、上西）

以上

別紙（参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。